

会 議 録

内容承認	公開・非	＜開催日＞令和元年5月30日（木）					＜傍聴人数＞ 0名					
的場委員長	公開の別	＜時 間＞13：30～14：00					＜傍聴室＞					
承認	公開	＜場 所＞新館4階 第2委員会室					新館4階 第2委員会室					
＜名称＞ 第6回岸和田市自治基本条例推進委員会（第4期）												
＜出席者＞												
自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席												
的 場	江 藤	岸 田	西 村	吉 田	宮 路	湊 谷	沖 藤	植 山	西 田	野 路	神 谷	稲 富
○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	■	○	○
事務局 総合政策部：残部長 企画課：上東課長、井上担当長、前田担当員、羽室担当員												
＜議題＞												
・開会												
・第4期推進委員会建議内容について												
・その他												
・閉会												
【会議内容】												
●第4期推進委員会建議内容について												
資料1及び資料2に基づき、前回の委員会での議論内容を反映した建議書（案）について説明を行う。												
●主な質疑や意見												
資料2①～⑤について												
特段の異論なし。												
資料2⑥について												
＜委員＞												
資料2の「調査結果及び建議書（案）への反映案」に書いていることは、「反映しない理由」という理解でよろしいか。												
＜事務局＞												
そうである。												
＜委員＞												
自治基本条例が岸和田市で最高規範性を持ち、附属機関条例も自治基本条例を参照してはどうかというご意見に対して、地方自治法等上位法令に基づいて定められているものについては自治基本条例に拠る必要はないという趣旨かと思う。自治基本条例を附属機関条例に引用してもしな												

くても問題はないと考える。

〈委員長〉

さまざまな附属機関で委員公募をする際に自治基本条例の重要性を知らしめるというのはわかりやすいと思う。そういった意識を市全体として持つということはとても重要かと思うが、それを確認できる資料2③の反映案があるので、それでよいのではないかと考える。

その他建議書（案）について

〈委員〉

建議書（案）3ページの二重下線部に誤植がある。

〈事務局〉

「公益通報者保護法に基づいた公益通報者保護制度適切な運用ができる」を「公益通報者保護法に基づいた公益通報者保護制度の適切な運用ができる」と修正を行う。

〈委員長〉

建議書（案）の修正については、その誤植のみかと思う。資料1でお示ししている内容を第4期の建議書としてよろしいか。

〈委員一同〉

異議なし。

●その他

建議書の提出について、当日のスケジュールについて説明を行う。

●次回の開催日程

令和元年7月18日（木）14：00～